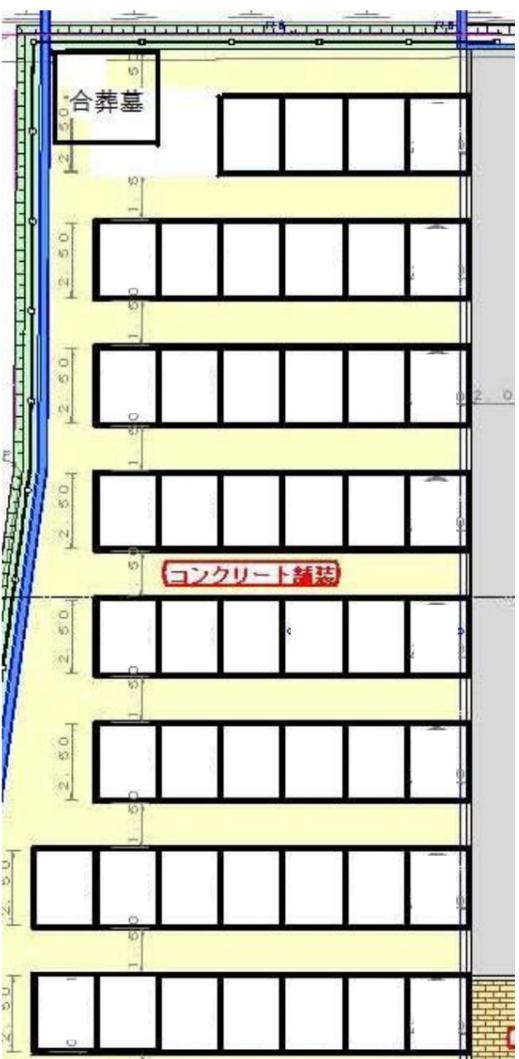


湯川村営墓地案内図



【村営墓地使用上の注意事項】

◎ 次の事項を厳守してください

- 1 区画の清掃及び維持管理は、使用者で行い、きれいにするように努めてください。
 - 2 お花と線香以外の食べ物、ごみ等は持ち帰ってください。
 - 3 区画内に、樹木・草花等は植えないでください。
 - 4 通路は共有部分ですから、ブロックを置いたり、踏み台を置いたりしないでください。
 - 5 通路は、工事用の運搬台車以外の自動車の乗り入れを禁止します。
 - 6 火気には、十分注意してください。
 - 7 トイレ・飲料水は、勝常寺境内又は村営駐車場にある公衆トイレをご利用ください。
- ※勝常寺境内については、4月1日から11月15日までの期間限定となっています

◎ 次の場合には、届出が必要です

- 1 墓碑等の設置、改修、又は移転しようとするとき
- 2 埋蔵又は改葬しようとするとき
- 3 代理人を変更しようとするとき
- 4 使用者又は代理人が住所、氏名を変更したとき
- 5 使用权を承継するとき
- 6 墓所を返還するとき

湯川村営墓地管理者 湯川村長

【届出先】湯川村役場住民課

電話 0241(27)8810